

## 第四章 開会式

### 三三 開会式の期日に関する例

国会の開会式は、会期の始めに行い、その日時は、議長が衆議院議長と協議してこれを定める。

#### (一) 常会の開会式

第二百一十回国会における国会法改正後、常会の開会式は、召集日を行うのを例とする。ただし、次の例がある。

第二百二十九回国会 平成六年二月八日（召集日後八日目）

第百六十六回国会 平成十九年一月二十六日（召集日の翌日）

なお、第二百一十回国会における国会法改正後の常会の開会式三十一回のうち、内閣総理大臣の施政方針に関する演説の日に行った例は二十一回、演説の日より前に行った例は十回である。

#### (二) 臨時会の開会式

臨時会の開会式は、召集日又は召集日後速やかに行うのを例とする。その例は次のとおりである。

召集日 五十五回

第四章 開会式 (三三)

---

召集日後一日目	二十回
召集日後二日目	七回
召集日後三日目	八回
召集日後四日目	五回
召集日後五日目	四回
召集日後六日目	一回
召集日後七日目	二回
召集日後八日目	二回
召集日後十日目	一回
召集日後十一日目	一回
召集日後二十八日目	一回

なお、臨時会の開会式百七回のうち、内閣総理大臣の所信（施政方針）に関する演説の日に行つた例は五十七回、演説の日より前に行つた例は二十六回である（二十四回は演説なし）。

(三) 特別会の開会式

特別会の開会式は、新内閣成立の後、行うのを例とする。

なお、特別会の開会式二十六回のうち、内閣総理大臣の施政方針又は所信に関する演説の日に行つた例は十回、演説の日より前に行つた例は六回である（十回は演説なし）。

（注）国会法第二条は、制定当初、「常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。」となつており、第二十一回国会における国会法の改正（昭和三十年法律第三号）により、「常会は、毎年十二月中に召集するのを常例とする。」と改められ、開会式は、召集後、年末年始の自然休会明けの一月下旬に行う例であつたが、第百二十一回国会における国会法の改正（平成三年法律第八十六号）により、「常会は、毎年一月中に召集するのを常例とする。」と改められた。

参照 三六五号、三九一号、五〇六号

### 三四 開会式の時刻に関する例

開会式は、午前十一時又は午後一時（開会式が召集日に行われるとき）に行う例が多い。ただし、他の時刻に行つたことがある。その例は次のとおりである。

午前十時三十分 第百八十八回国会（特別） 平成二十六年十二月二十六日

正午

第五十三回国会（臨時）

昭和四十一年十二月三日

第一百十回国会

平成二十四年一月二十四日（召集日）

午後二時

第十七回国会（臨時）

昭和二十八年十月二十九日（召集日）

第十八回国会（臨時）

昭和二十八年十一月三十日（召集日）

第二十回国会（臨時）

昭和二十九年十一月三十日（召集日）

第二十七回国会（臨時）

昭和三十二年十一月一日（召集日）

第五十六回国会（臨時）

昭和四十二年七月二十七日（召集日）

第八十二回国会（臨時）

昭和五十二年九月二十九日（召集日）

第八十五回国会（臨時）

昭和五十三年九月十八日（召集日）

第一百三回国会（臨時）

昭和六十年十月十四日（召集日）

第二百二十七回国会（特別）

平成五年八月十二日

第二百二十八回国会（臨時）

平成五年九月二十一日

第一百六十回国会（臨時）

平成十六年七月三十日（召集日）

第一百七十二回国会（特別）

平成二十一年九月十八日

午後二時三十分

第四十四回国会（臨時）

昭和三十八年十月十七日

午後三時

第十一回国会（臨時）

昭和二十六年八月十六日（召集日）

第七回国会（臨時）

昭和六十一年九月十一日（召集日）

第九回国会（臨時）

昭和六十二年七月六日（召集日）

第十三回国会（臨時）

昭和六十三年七月十九日（召集日）

第十九回国会（臨時）

平成二年十月十二日（召集日）

第三十三回国会（臨時）

平成七年八月四日（召集日）

第五十回国会（臨時）

平成十二年九月二十一日（召集日）

第六十七回国会（臨時）

平成十九年八月七日（召集日）

第七十五回国会（臨時）

平成二十二年七月三十日（召集日）

第八十四回国会（臨時）

平成二十五年八月二日（召集日）

第九十一回国会（臨時）

平成二十八年八月一日（召集日）

第九十九回国会（臨時）

令和元年八月一日（召集日）

参照 三九一号、五〇六号

### 三五 開会式を行うに至らなかつた例

国会召集後間もなく衆議院が解散されたため、開会式を行うに至らなかつたことがある。その例は次のとおりである。

第十四回国会（昭和二十七年八月二十六日召集、同月二十八日衆議院解散）

第五十四回国会（昭和四十一年十二月二十七日召集、同日衆議院解散）

第一百五回国会（昭和六十一年六月二日召集、同日衆議院解散）

第三百三十七回国会（平成八年九月二十七日召集、同日衆議院解散）

第三百九十四回国会（平成二十九年九月二十八日召集、同日衆議院解散）

### 三六 開会式は、参議院議場において行う

開会式は、参議院議場においてこれを行う。

三七 開会式には、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員のほか、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣及び会計検査院長が参列する

開会式には、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員が参列するほか、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣及び会計検査院長に参列方の案内状を發し、参列するのを例とする。なお、皇族にも参列方の案内状を發しており、第一回国会において、高松宮宣仁親王殿下及び竹田宮恒徳王殿下が参列されたことがある。

(注) 第二百二回国会乃至第二百八回国会の開会式における参列者は、新型コロナウイルス感染症対策のため、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長、政治倫理審査会会長及び議員のほか、内閣総理大臣、最高裁判所長官及び国務大臣とした。また、

参列する議員は、事前に届出のあつた衆議院の各理事會派代表四名及びその他會派代表二名並びに参議院の各院内交渉會派（所屬議員十人以上の會派）代表四名及びその他會派代表一名とした。

### 三八 開会式には、衆議院議長が式辞を述べる

開会式には、衆議院議長が両議院を代表して式辞を述べる。

### 三九 開会式には、天皇陛下御臨席の上、おことばを賜る

開会式には、天皇陛下御臨席の上、陛下から両議院の議員におことばを賜り、おことば書は、衆議院議長がこれをお受けする。

なお、第百十回国會乃至第百十三回国會の開会式には、天皇陛下の御名代皇太子明仁親王殿下御臨席の上、陛下のおことばを殿下から賜った。また、第百五十六回国會の開会式には、天皇陛下の御名代皇太子德仁親王殿下御臨席の上、陛下のおことばを殿下から賜った。

## 四〇 天皇陛下の御送迎に関する例

天皇陛下が開会式においでの際は、衆議院議長は車寄せ、参議院議長、両議院の副議長及び事務総長は車寄せ内、両議院の常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び政治倫理審査会会長は中央広間の所定の位置、両議院の議員は正門内広場の所定の位置において、また、両議院の法制局長、事務局職員及び法制局職員は正門内の所定の位置においてお出迎えをする。お帰りの際は、参議院議長は車寄せ、衆議院議長は車寄せ内において、その他の者はお出迎えのときと同じ場所においてお見送りをする。

なお、第百十回国会乃至第百十三回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子明仁親王殿下がおいでの際、第百五十六回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子徳仁親王殿下がおいでの際も、同様に御送迎を行った。

(注) 第二百二回国会乃至第二百八回国会の開会式における中央広間での御送迎は、新型コロナウイルス感染症対策として適切な身体距離を確保するため参列する人数を制限し、両議院でこれを分担した。すなわち、第二百二回国会、第二百三回国会、第二百五回国会、第二百六回国会及び第二百七回国会の開会式においては、お出迎えを衆議院の常任委員長等が行い、お見送りを参議院の常任委員長等が行った。また、第二百四回国

会及び第二八八回国会の開会式においては、お出迎えを参議院の常任委員長等が行い、お見送りを衆議院の常任委員長等が行った。

#### 四一 開会式の前に、両議院の議長及び副議長は、御休所において天皇陛下にお目にかかる

開会式の前に、両議院の議長及び副議長は、御休所において天皇陛下にお目にかかるのを例とする。なお、第一百十回国会乃至第一百三回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子明仁親王殿下がおいでの際、第一百五十六回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子徳仁親王殿下がおいでの際も、両議院の議長及び副議長は、御休所において殿下にお目にかかった。

#### 四二 開会式における天皇陛下の御先導に関する例

天皇陛下が開会式においでの際の御先導は、車寄せから御休所まで及び御休所から式場まで衆議院議長がこれを行い、お帰りの際は、式場から御休所まで及び御休所から車寄せまで参議院議長がこれを

行うのを例とする。第百十回国会乃至第百十三回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子明仁親王殿下がおおいでの際、第百五十六回国会の開会式に天皇陛下の御名代皇太子徳仁親王殿下がおおいでの際も、同様に御先導を行った。

なお、衆議院議長が歩行困難のため、第三十五回国会の開会式の際は参議院議長が、第百七十五回国会及び第百七十六回国会の開会式の際は衆議院副議長が御先導を行った（いずれも、衆議院議長は開会式を主宰した）。また、参議院議長が参列できなかったため、第三十九回国会、第四十回国会及び第百七十九回国会の開会式の際は、参議院副議長が議長に代わり御先導を行った。

### 四三 開会式式場においては、正面に向かって右側を本院議員、 左側を衆議院議員の席とする

開会式式場における各参列者の席は、正面に向かって右側を本院議員、左側を衆議院議員の席とするほか、次の式場図のとおりである。



#### 四四 開会式に参列する者の服装に関する例

開会式に参列する者の服装は、男子はモーニングコート、女子はアフタヌーンドレス又は白襟紋付を建前とするが、平服でも差し支えない。

四五 各議院においてつえ等の使用を届け出た者又は許可された者は、開会式式場においても、これを使用することができる。

各議院において歩行補助のためつえ等の使用を届け出た者又は許可された者は、開会式式場においても、これを使用することができる。

参照 四五六号

## 四六 開会式には、認証官、地方公共団体代表者に案内状を送付するほか、外交官、公務員、新聞通信放送社員、ニュース映画社員及び一般の者の参観を許可する

開会式には、認証官のうち検事総長、人事院総裁及び公正取引委員会委員長並びに地方公共団体代表者（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、全国知事会、全国市長会、全国町村会の各会長）に案内状を送付する。また、外交官、公務員（政府職員、最高裁判所職員、会計検査院職員、国会職員、国会議員秘書、新聞通信放送社員、ニュース映画社員及び一般の者の参観を許可する。

なお、公務員には参観証を割り当てて交付し、一般の者には当日先着順に参観証を交付する。

（注）第二百二回国会乃至第二百八回国会の開会式は、新型コロナウイルス感染症対策のため、参観は全て認めないこととした。

参照 四七〇号